

## 第2章 鋼材類

### 2-1 対象材料

#### 2-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形鉄筋、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、配管用鋼管等、鋼材を主材料として構成されている材料及び鋼材スクラップを対象にする。(1-3-1 参照)
- ・ただし、鋼材類を構成材料の一部とする製品(鋼製建具やコンクリート二次製品)等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属材料は、品目としての鋼材類には含めない。(1-3-1 参照)

- ・鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類(H形鋼、異形鉄筋、厚板、鋼矢板、鋼管杭等)の他、鉄鋼二次製品、配管用鋼管、スクラップ等を対象とする。
- ・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。(しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。)
- ・なお、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。
- ・1-3-1 の分類について、疑義がある場合は、受発注者間で協議の上決定する。

#### 2-1-2 その他市場単価・単位施工単価の扱い等

##### ① 市場単価・単位施工単価

- ・鋼材類に関する市場単価・単位施工単価は、下表のとおりである。

- ・下表「取扱い」欄の①が単位施工単価の場合、鉄筋材料を含まない単価のため、単品スライド条項(鋼材類)との関連はない。
- ・下表「取扱い」欄の②が市場単価の場合、単位施工当たりに必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価

であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や鋼材使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができます。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、他の材料の場合と同様である。

常緒工事における鋼材類に関する市場単価及び単位施工単価

| 工事種別   | 工種      | 工事材料         | 規格                                   | 取扱い |
|--------|---------|--------------|--------------------------------------|-----|
| 建築工事   | 鉄筋工事    | 鉄筋加工・組立、鉄筋圧接 | 鉄筋加工・組立、鉄筋圧接                         | ①   |
| 電気設備工事 | 配管工事    | 鋼材類          | ねじなし電線管、ケーブルラック、位置ボックス、ブルボックス、2種金属線び | ②   |
| 機械設備工事 | ダクト設備工事 | 鋼材類          | ダクト(低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類)           | ②   |

## ② 賃料・損料(リース料金)等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができます。

・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないと想定され、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に対象数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

## 2-2 対象数量

・対象数量は、原則として発注者の予定価格内訳書の数量を対象とする。予定価格内訳書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。なお、この場合においては、同一科目内に計上されている「スクラップ」についても適切に処理する。

### ① 予定価格内訳書に数量の記載がある場合の取扱い

- ・対象数量について、受注者が購入価格、購入先及び購入時期について、証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・予定価格内訳書の数量は契約上の数量ではないが、受注者の数量疑義に対して適切に協議を行う取り組みとして、入札時積算数量書活用方式を適用し数量を協議の

対象として手続きを行っていることから予定価格内訳書の数量を対象数量として取り扱うものとする。

- ・入札時積算数量書活用方式を適用しない発注工事においては、対象数量の取り扱いを受発注者の協議により決定する。
- ・予定価格内訳書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。
- ・なお、積算上、異形鉄筋等については、ロス分を含む所要数量で材料費を計上し、ロス分を除いた設計数量で加工・組立費用を計上している。鋼材と同一科目内に計上されている「スクラップ」については、所要数量から設計数量を差し引いた差分の一部をスクラップとして売却する費用となっている。異形鉄筋数量については、所要数量を対象数量とすることを原則としていることから、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。よって、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる所要数量を、ロス率を見込まない設計数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じる。

## ② 予定価格内訳書に一式で計上されている数量の取扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事などを対象とする。仮設工事などについて受注者からの請求があった場合は、予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。

### 【メモ】営繕工事における数量書とは？

単品スライド運用通達において、「営繕工事における対象数量は数量書に記載された数量」とされている。ここで数量書とは、「入札時積算数量書と入札時積算数量書別紙明細」であり、予定価格内訳書から単価及び金額を削除編集した資料である。よって、数量書と予定価格内訳書の細目項目や数量等の内容は同一のものである。

## 証明された数量と対象数量の考え方

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 証明数量 < 予定価格内訳書の数量 | → 当該材料は基本的に対象材料となるない※  |
| 予定価格内訳書の数量 < 証明数量 | → 対象材料。対象数量は予定価格内訳書の数量 |

注) 証明数量:受注者から証明された数量

※予定価格内訳書の数量(所要数量)を対象数量とすることを基本としているが、受注者側のスクラップ数量が明確にならず、協議が成立しない場合、対象数量の扱いは下記によることが出来る。

設計数量 ≤ 証明数量 ≤ 予定価格内訳書の数量 → 対象材料。対象数量は証明数量

注) 設計数量:公共建築数量積算基準 第1編2(2)2により、発注者が予定価格内訳書の数量を算出する際に数量算出書に計上された数量とし、発注者より提示する。

### ③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が予定価格内訳書の数量を下回る場合(証明数量 < 予定価格内訳書の数量)は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。

### ④ その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを対象数量とする。
- ・予定価格内訳書の数量に含まれる鋼材スクラップの売却益(マイナス控除額)については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

## 2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

### ① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者によって証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。(ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。)
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書、請求書、領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合にお

いては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。

② 予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事等の取り扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている仮設工事等に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

### (納品書の例)

### (請求書の例)

| 株式会社  |                     | 請求日 2021/7/31     |                     |       |    |         |         |
|---|---------------------|-------------------|---------------------|-------|----|---------|---------|
| 御中  |                     | TEL [REDACTED]    |                     |       |    |         |         |
| [REDACTED]  |                     | FAX [REDACTED]    |                     |       |    |         |         |
| <b>請求書内訳書</b>   |                     |                   |                     |       |    |         |         |
| 毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。<br>さて、納品のお代金右記の通りになりますので<br>下記明細を御確認の上、お支払い賜りますよう<br>お願い申しあげます。 |                     | 今回請求金額 5,524,676円 |                     |       |    |         |         |
| 日付  | 品名・規格               |                   | 数量                  | 総数量   | 単価 | 金額      |         |
| 伝票番号  | 納入日                 | 御注文者              | 納入先                 | 摘要    |    |         |         |
| 2021/7/6  | 溝形鋼 C200×90×7.5     |                   | 5m:2 3m:2           | 0.394 | ±  | 102,512 | 40,390  |
|   | 2021/7/7            | [REDACTED]        |                     |       |    |         | 4,039   |
| 2021/7/6  | H形鋼 H400×400×13/21  |                   | 10m:2 5.5m:3 4.5m:1 | 7.052 | ±  | 112,687 | 794,669 |
|   | 2021/7/7            | [REDACTED]        |                     |       |    |         | 79,467  |
| 2021/7/6  | T型ハイテン S10T 22×70   |                   | 165                 | 0.086 | ±  | 365,553 | 31,438  |
|   | 2021/7/7            | [REDACTED]        |                     |       |    |         | 3,144   |
| 2021/7/6  | T型ハイテン S10T 22×85   |                   | 405                 | 0.231 | ±  | 365,553 | 84,443  |
|   | 2021/7/7            | [REDACTED]        |                     |       |    |         | 8,444   |
| 2021/7/6  | H形鋼 H400×400×13/21  |                   | 10m:1 7.5m:1        | 3.010 | ±  | 112,687 | 339,188 |
|   | 2021/7/7            | [REDACTED]        |                     |       |    |         | 33,919  |
| 2021/7/6  | 加工プレート PL16×450×450 |                   | 8                   | 0.203 | ±  | 197,553 | 40,103  |
|   | 2021/7/7            | [REDACTED]        |                     |       |    |         | 4,010   |

## 2-4 単価(実勢価格の算定)

### 2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。
- ・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は原則として発注者が設定した金額とするものである。

### 2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

#### ① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

| 時期             | 6月       | 7月 | 8月   |
|----------------|----------|----|------|
| 資材調達<br>(ひも付き) | 契約(価格決定) |    | 現場搬入 |
| 資材調達<br>(店売り)  | 契約(価格決定) |    | 現場搬入 |
| 価格調査<br>の流れ    | 調査期間     |    | 8月号  |

### ② 特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの収集、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

### ③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

## 2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。

・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

## 2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額 × 対象数量 ÷ 購入数量」で算出する。
- ・予定価格内訳書の数量に記載がなく、施工上必要となる鋼材等については、対象としない。

・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実

際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

## 2-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

## 2-7 計算例

(請負比率 95%の工事の場合)

|             |        |
|-------------|--------|
| 設計単価 (円)    | 70,000 |
| 設計図書の数量 (t) | 100    |

|             | 令和●年4月 | 令和●年5月 | 令和●年6月 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 各月の実勢価格 (円) | 74,000 | 78,000 | 83,000 |
| 購入時の価格 (円)  | 71,000 | 75,000 | 78,000 |
| 搬入時の数量 (t)  | 20     | 30     | 50     |

○価格変動前の金額:  $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{請負比率} \times (1 + \text{消費税率}) \\ 70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額:  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$

$$= \text{搬入月の実勢価格(加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{請負比率} \times (1 + \text{消費税率}) \\ (74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) \div (20 + 30 + 50) \\ \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額:  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$   $(71,000 \times 20 + 75,000 \times 30 + 78,000 \times 50) \times 1.1 = 8,327,000$

※この場合は、価格変動後の金額  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$  は、実購入額を採用

○変動額  $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$